赤穂小学校だより　令和３年度　第２９号　令和４年　２月　１日発行

# くすの木

赤穂市立赤穂小学校
〒678-0239
赤穂市加里屋37番地
TEL 0791-42-2171
文責：北里　浩士

令和４年の「立春」は、２月４日（金）です。（２月３日が「立春」になる年もあるそうです。）
調べてみると…、「立春」「立夏」「立秋」「立冬」の前日が「節分」（季節を分ける日）。節分って、本来は１年に４回あるんですね。その中で、１年の終わりであり、大みそかともいえる「立春」の前日が、今も豆まきなど節分の行事を行う大事な日として残っているようです。さて、２６号でも少し触れましたが…、「どうして、節分に豆をまくのでしょうか？」「なぜ、節分に恵方を向いて、恵方巻きを丸かぶりするのでしょうか？」毎年やっている風習を深掘りして考えてみると、驚きが見えてくることがあります。

## 「まん延防止等重点措置」が兵庫県にも発出されています

１月２７日（木）から、兵庫県にも「まん延防止等重点措置」が発出されています。１月３０日（日）の（兵庫県）新型コロナ新規感染者数は、日曜日にも関わらず、４，４５０人でした。第５波（昨年夏頃）までなら、「緊急事態宣言」が出されている状況です。「まん延…」「緊急…」いずれにせよ、感染が拡大しているので、皆様十分に警戒してくださいね…というレベルです。学校の対応についてご説明いたします。

### １　教育活動について

（２月２０日まで、「まん延防止等重点措置」を受けて…）
〇委員会、クラブ活動を停止します。
〇校外学習（見学等）活動を停止します。
〇「コーラス部」「金管バンドクラブ」は、２月１０日（木）まで活動を停止します。
〇特別教室や体育館の使用については、制限を加えていきます。
〇学校への立ち入りを制限します。
※「（２月２５日（金）に予定されている）授業参観」について
２月１日の時点では、実施する方向ですが、「まん延防止等重点措置」が延長された場合は、中止とさせていただきます。

### ２　依頼事項

もうしばらく、「新型コロナウイルス感染症」にかからないよう、警戒が必要です。

〇PCR検査の予定や結果がわかりましたら、学校へお知らせください。

たいへんお手数をおかけいたしますが、「感染を拡大させない」取組に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

**（裏面へ続きます。）**

## 3　「新型コロナウイルス感染症」への対応について

赤穂市教育委員会が医師会の助言をもとに、次のような方針を打ち出しています。
市内小中学校の共通事項としています。
※待機日数やその対応については、今後変更される場合もあります。

### ○　同居家族が濃厚接触者となり、児童が登校できない場合

（例：母の職場で「陽性」が確認されて…）

母の職場関係者（陽性）
↓
（母）濃厚接触者……（子）児童が登校できない

以前なら、濃厚接触者がPCR検査で陰性なら、児童は登校できていましたが、
最近は、PCR検査ができない事例が多くて、判断に困られているようです。

このような場合、赤穂市では、「陽性者（職場）と濃厚接触者（母）の最終接触日の翌日から５日間の自宅待機」をお願いしています。**症状がなければ、**６日目からの登校を可としています。（強制ではなくご協力依頼事項です。）

## 4　学級閉鎖等の実施について

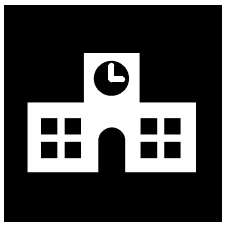

学級および学年閉鎖は、児童の健康状態や出欠状況をもとに、学校医や赤穂市教育委員会との協議の上、決定いたします。何よりも「感染をこれ以上拡大させない」という視点で判断いたします。

**赤穂小学校では、陽性となられた方の体調が一日も早く回復し、心身共に健康な状態で日常生活が送れますことを強く願っております。**
**皆様のご理解とご支援の程、どうかよろしくお願いいたします。**